

第8回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年10月15日(水) 13時56分～14時31分

2 開催場所 平川市役所 4階 大会議室2

3 出席農業委員(18名)

1番委員	今井 由香里	2番委員	今井 文雄	3番委員	駒井 雄多
4番委員	山口 知治	5番委員	大川 哲彌	6番委員	花田 昭二
7番委員	花田 良造	9番委員	齋藤 美也子	10番委員	外川 清孝
11番委員	葛西 松静	12番委員	工藤 守	13番委員	今井 龍美
14番委員	小山内 知寛	15番委員	木村 雅栄	16番委員	葛西 雅博
17番委員	古川 榮	18番委員	桑田 久毅	19番委員	高井 美奈子

4 欠席農業委員(1名)

8番委員	對馬 忠法				
------	-------	--	--	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】(8名)

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	阿部 功	平賀-3	小野 哲
平賀-4	齋藤 陽徳	平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	森内 優加利
尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一		

6 出席事務局職員(5名)

事務局長	中畑 高稔	事務局長補佐	福士 鉄也	事務局係長	外川 隆子
主事	阿保 真心	碓ヶ関支局長補佐	成田 剛		

7 議事日程等

第1 議事録署名者の指名

第2 会期の決定

第3 議案審議

議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第24号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について

報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第19号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第20号 農地改良届出書(盛土等の届出書)の受理について

8 会議の概要

あいさつ (省略)

農業委員会憲章
唱和 (委員全
員)

(省略)

【開会 14 時 00 分】

議長 (今井龍
美)

これより、第 8 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 18 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するこ
とにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
12 番工藤委員、17 番古川委員の両名にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議案説明のため、中畑事務局長、福土事務局長補佐、成田碇ヶ
関支局長補佐、外川係長、阿保主事の出席を求めました。書記に
は、成田碇ヶ関支局長補佐を採用いたします。
それでは議案審議に入ります。
本日の議案は、お手元に配付してある議案第 22 号から第 24 号
の 3 件、ほかに報告が 4 件でございます。
現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そ
のまま採決をとりたいと思います。
はじめに、議案第 22 号を議題とし、事務局に説明を求めま
す。

阿保主事

1 ページをご覧ください。

議案第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1：農地法第 3 条調査書と併せて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、40 番から 4 ページの 46 番までは経営拡大、47 番と 48 番は譲渡人の要望によるものです。

件数は 9 件、面積 39,460 m²、田 6 筆 24,638 m²、畑 12 筆 14,822 m² です。

続いて、6 ページをご覧ください。

賃貸借権設定について、52 番は再設定、53 番から 8 ページの 57 番までは経営拡大によるものです。

件数は 6 件、面積 22,502 m²、田 4 筆 14,990 m²、畑 12 筆 7,512 m² です。

今回、申請のあった案件については、別添 1 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、所有権移転の 40 番から 48 番、賃貸借権設定の 52 番から 57 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

16 番 葛西委員

議長、16 番

議長

16 番、葛西委員

16 番 葛西委員

16 番、葛西です。所有権移転の 40 番について、10a 当たりの売買価格が安いと思いますが、その理由、および、当該農地の現況についてお知らせください。

阿保主事

ただいまの質問にお答えします。

所有権移転の 40 番の売買金額につきましては、譲渡人と譲受人の双方合意のうえ申請された金額となっておりますのでご理解をお願いいたします。

また、農地の現況につきましては、栗とりんごを作付けしている畑となっております。

以上です。

18 番 桑田委員	議長、18 番
議長	18 番、桑田委員
18 番 桑田委員	18 番、桑田です。譲受人ですが今年からお父さんが畑を始めた方で、前から譲渡人の畑を耕作していたということで聞いておりました。 それで前借りていたため、金額が安かったのではないかと思います。 以上です。
議長	他に、ございませんか。
16 番 葛西委員	議長、16 番
議長	16 番、葛西委員
16 番 葛西委員	16 番、葛西です。整理番号の 46 番 47 番、贈与ですが、片方が経営拡大、片方が譲渡人の要望となっておりますが、その違いをお知らせいただきたいと思います。
阿保主事	ただいまの質問にお答えいたします。 所有権移転の整理番号 46 番及び 47 番の贈与につきまして、譲受人の方が、隣地の農地を耕作しているので併せて取得するための所有権移転の許可となっております。 経営拡大と譲渡人の要望との申請事由の違いについては、47 番には譲渡人から譲受人への相談から、46 番につきましては、譲受人から農地を取得したいというお話があり今回成立した案件となります。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 暫時休憩いたします。 【休憩 14 時 10 分】 【再開 14 時 12 分】
議長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 他に何かございませんか。

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第 23 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

外川係長 9 ページをご覧ください。

議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 2 農地転用許可基準説明書と合わせて、10 ページをご覧ください。

5 番の申請地は 11 ページのとおり、柏木小学校から西に約 750 m に位置します。土地利用計画は 12 ページのとおり駐車場の造成です。点線部分が、申請者の居住地となっています。

次に、6 番の申請地は 13 ページのとおり、尾上中学校から西へ約 800m に位置します。土地利用計画は 14 ページのとおり普通住宅の建築です。

2 件とも、平川市地域農業経営基盤強化促進計画に記載されている農地で、計画からの除外手続き中であることから、除外日を許可日として許可証を交付することになります。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第 23 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長	次に、議案第 24 号を議題とし、事務局に説明を求めます。
福士補佐	15 ページをご覧ください。 議案第 24 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対して、農用地利用集積等促進計画案の作成を要請したいので別紙のとおり審議を求めるものです。 16 ページをご覧ください。 整理番号 25 番と 26 番は、一括方式による所有権移転となります。 申請事由は借入地の取得によるものです。 なお、県による公告は令和 7 年 12 月 19 日予定です。 件数は 2 件、面積 10,240 m²、田 4 筆です。 今回、申請のあった案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、25 番 26 番について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。 （「なし」の声あり）
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	次に、報告 4 件について、事務局に説明を求めます。
阿保主事	17 ページをご覧ください。 報告第 17 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 18 ページをご覧ください。 こちらは、令和 7 年 8 月から同年 9 月までの間に受理した、相続による届出の一覧となります。

件数は11件、面積58,162㎡、田16筆、畑55筆です。

続いて、19ページをご覧ください。

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配付しております、別添3：関連案件一覧と併せて、20ページをご覧ください。

26番から29番は他者へ売却するため、30番と31番は借受人へ売却するため、32番は他者へ貸付するため解約するものです。

件数は7件、面積37,653㎡、田14筆31,377㎡、畑4筆6,276㎡です。

続いて、22ページをご覧ください。

報告第19号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配布しております、別添3：関連案件一覧と合わせて、23ページをご覧ください。

9番と10番は他者へ売却するため解約するものです。

件数は2件、面積10,455㎡、田2筆6,433㎡、畑2筆4,022㎡です。

外川係長

続きまして、24ページをご覧ください。

報告第20号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について、このことについて、農地改良届出書を受理したので報告するものです。

25ページをご覧ください。

3番の届出地は26ページのとおりの、大坊小学校から南へ約1kmに位置するところです。土地利用計画は27ページのとおりで、盛土後は芋類・かぼちゃを作付予定です

今回の届出件数は1件で、面積2,283㎡、田1筆です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第8回総会を閉会いたします。

【閉会 14時31分】